



# ピッコロのひろが 聞きたいな

【第36回】子ども医療費助成事業の拡充についてのお話し

【ピッコロ】仙人さま、まず子ども医療費助成事業ってなんなの？

【仙人】それはじゃな、子どもが体調を崩したり、不調を訴えた時に病院や歯科などに掛かる費用の一部(※①)を除いた全額を滝上町で負担することで、親御さんの負担を減らす事業じゃ。そして、子どもがより健康になってもらうことを目指しているのじゃよ。

それが一部平成28年4月から拡充されているんじゃ。

【ピッコロ】仙人さま、具体的に何が拡充されたの？

【仙人】具体的に言うとはじゃな、今までは中学生までが対象になつとったんじゃが、平成28年4月1日から更に、高校生等18歳を迎えた後の年度末まで医療費が無料になるのじゃ。

るのじゃ。

じゃから、高校生になつても安心して病院などに掛かることができるようになったのじゃ。

【ピッコロ】仙人さま、18歳を迎えた後の年度末って、もし5月に18歳の誕生日が来たら次の年の3月31日まではその助成を受けることができるのじゃ？

【仙人】その通りじゃ。

【ピッコロ】仙人さま、他には拡充されていないの？

【仙人】いい質問じゃ。他には、親(保護者)が滝上町内に住んでいれば子どもが町外に住んでいてもこの助成を受けることができるのじゃ。

【ピッコロ】仙人さま、それはつまり子どもが高校入学で町外に転出した場合でも助成を受けられるの？

【仙人】受けられるぞ。その他にも、親子共にもともと滝上町に住んでいなくても親

が滝上町に転入してきたら助成を受けられるのじゃ。

【ピッコロ】仙人さま、その子ども医療費助成を受けるにはどういった手続きが必要なの？

【仙人】役場の保健福祉課の窓口で申請を行えば「子ども医療費受給者証」というものももらえるのじゃ。その受給者証を病院や歯科などにかかるとき健康保険証と一緒に窓口で提示することで医療費を払わずに済むのじゃよ。

【ピッコロ】仙人さま、保健福祉課で申請するときは、何か必要なものはあるの？

【仙人】申請のときは、親御さんが滝上町にもともと住んでいた場合は子どもの健康保険証が必要なのじゃよ。親御さんが転入してきた場合は、所得や課税状況が分かるものも必要じゃ。

【ピッコロ】仙人さま、転入してきてすぐ病院に掛かって子ども医療費助成の申請を後日行ったときは助成対象にはならないよね？

【仙人】それが対象になるん

じゃよ。転入した後であれば受給者証の交付前に掛かった病院の領収書を保健福祉課の窓口提出すれば掛かった費用の一部(※①)を除いた全額を滝上町が払ってくれるのじゃ。

【ピッコロ】へえ。子育て世代にきめ細かな応援を滝上町はしてくれているんだね。仙人さま、色々教えてもらってありがとう。

※①助成対象とはならない費用の一部とは次の通りです。薬の容器代、文書料などや保険外診療、入院時の食事にかかる費用の自己負担分(食事療養標準負担額)



## 建設工事等入札結果をお知らせします

入札月日	工事名	入札参加者	入札回数	契約金額(円)	予定価格(円)	工期	受注者
3/27	林業専用道大正6林班線測量設計委託業務	(株)中神土木設計事務所、(株)ムラコシ、大起コンサルタント(株)、(株)ホクリンコンサルタント、アラタ設計(株)	1	10,800,000	11,491,200	H29.8.10	アラタ設計(株)

※金額は消費税を加えた金額です。

▶ 問い合わせ先 建設課管理係 ☎ 29-2111(内242)